

◎議長(菅野修一議員)

皆様、おはようございます。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第22号によって進めます。

日程第1、議第7号「令和6年度尾花沢市一般会計予算」から、日程第6、議第12号「令和6年度尾花沢市農業集落排水事業会計予算」までの6案件を一括議題といたします。

この際、予算特別委員長の報告を求めます。鈴木予算特別委員長。

[予算特別委員長 鈴木 清 議員 登壇]

◎予算特別委員長(鈴木 清 議員)

今定例会において、当予算特別委員会に付託されました「令和6年度一般会計予算」をはじめとする予算議案6案件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当予算特別委員会は、去る3月11日、12日の2日間にわたり、議場において、委員全員による予算特別委員会を開催し、当局から、市長、副市長、各行政委員会の長並びに各課長等の出席を求め、総括質疑を行いました。

付託されました6案件の予算案について、慎重に審査し、終始活発な質疑応答がなされました。さらに、審査の慎重を期するため、各常任委員会を母体とする、2つの分科会を設置し、これに付託の上、去る12日から、それぞれの分科会において、詳細に審査を行ったところであります。

分科会における審査の結果につきましては、19日の特別委員会において、各分科会委員長から、それぞれ詳細に報告がなされたところであります。

令和6年度は、第7次尾花沢市総合振興計画における前期基本計画期間の4年目となります。「このまちでともに生きる しあわせな時を刻むまち 尾花沢」の実現に向けて、総合振興計画における5つの基本目標を中心としながら、市長の掲げる「みんなが安心して楽しく暮らせるまち」「若者が住み続けられる未来に向けてのまち」「誰もが魅力を感じるまち」の3つのまちづくりのテーマに沿って、しっかりと対応していくことを強く望むものであります。

それでは、示されました新年度予算案に対する総括質疑の概要について、その特筆すべきものについて申し上げますが、当予算特別委員会は、全議員で構成しておりますので、詳細については、割愛させていただきます。

まず、一般会計歳入について申し上げます。

本市の基幹財源となる地方交付税については、特別交付税を含めて、前年度対比で0.5%の増、18款寄附金については34.3%の増を見込んでおり、そのほか過疎対策事業債など、交付税措置のある有利な地方債の活用、ふるさと尾花沢応援基金からの繰入金などにより、財源を確保したとのことではありますが、本市歳入の多くが依存財源となっていることから、ふるさと尾花沢応援寄附金なども含めた自主財源の確保に期待するものであります。

市民税については、原材料費やエネルギー価格の高騰が続いていること、加えて定額減税などの影響を受け、個人市民税及び法人市民税ともに減少が見込まれております。また、固定資産税及び都市計画税についても、大きな減少が見込まれていることから、市税全体では前年比5%の減が見込まれているところであります。自主財源の根幹となる市税の確保に向けて、コンビニ収納やキャッシュレス決済の実施、夜間納税相談など、市民に寄り添った納税環境の整備により、さらなる収納率の向上が図られることを期待するものであります。

市債については、いずれ返済しなければならない債務であり、今後迎える超高齢化社会により、支える側の人口が減り、支えられる側の人口が増加することから、若者に重い負担を先送りすることのないよう、健全な財政運営に努められることを要望したところであります。

次に、歳出について申し上げます。本市の財政状況については、先ほど申し上げたとおり、市税全体で5%の減が見込まれるほか、高止まりしている原油価格や物価高騰による歳出の増加が見込まれております。

また、後年度にも大規模事業が控えており、厳しい財政事情が続くものと思われることから、これまでの事業における効果、検証をしっかりと行いながら、重点事業に取り組みされるよう要望するものであります。

まず、第2款総務費に関して申し上げます。

大相撲尾花沢場所開催事業については、大相撲を悠美館ハイビジョンホールで放映するなど、市民の盛り上がりを図りながら、また、チケットの販売は市民への先行販売のほか、プレイガイドや電話での一般販売を検討しているとのことではありますが、夏場の開催であるため、暑さ対策を万全に行い、実施されるよう要望したところであります。

ハザードマップ更新及びWEB版構築事業については、令和元年度に作成し全戸配布した「防災情報ガイ

ド」を本市24河川の洪水浸水想定区域と、追加指定となった土砂災害警戒区域の作成など、5年ぶりに更新するとのことでありますが、今後、河川の氾濫による浸水被害の想定を反映することや、本市は、土砂災害で被害を及ぼす可能性がある箇所が多いことから、新しい防災ハザードマップの作成は非常に重要であり、迅速に対応されるよう要望したところであります。

ふるさと尾花沢応援基金事業については、現在の基金残高の見込みから、寄附金が予想額を下回った場合においても、当面の事業に影響を及ぼすことはなく、また、予算編成にあたっては、寄附者の意向を踏まえつつも、基金残高とのバランスを考慮した上で、事業へ充当していきたいとのことでありますが、寄附金額の頭打ちも視野に入れながら、戦略的な考え方と基金の健全な運用について検討されるよう、要望したところであります。

企業版ふるさと納税基金事業については、市の特徴ある事業をPRしながら、制度や取り組みの周知を図るとともに、ポータルサイトを有効に活用し、寄附金の増額を図るとのことでありますが、協力していただける企業が増えるよう、市長自らが先頭に立ち、PRを行われるよう要望したところであります。

次に、第3款民生費に関して申し上げます。

保育料完全無償化事業については、収入や子どもの年齢にかかわらず、全ての所得階層で保育料を無償化するものであり、保護者からは大変助かるとの声が寄せられております。今後とも、経済的支援を充実させ、若い世代が子どもを持ちたいと思う社会となるよう、切れ目のない支援を要望したところであります。

次に、第5款労働費に関して申し上げます。

じもと就職応援スタートアップ激励金については、市内産業が発展することを目的とし、人材不足に悩む市内企業に寄り添う事業として実施しているとのことでありますが、事業継承者、公務員、外国人を除くといった要件や、新卒者の定義が卒業後1年以内に制限されていること、同一世帯全員が市税等を滞納していないことなどの条件を付しております。人口減少が進む中で、本市への定着、回帰を目指し、市長の掲げる地元就職を促進させるためにも、重要な施策の1つであり、早急に要件を緩和されるよう要望したところであります。

次に、第6款農林水産業費に関して申し上げます。

新規就農者確保対策事業については、本市の基幹産業である農業において高齢化が進み、離農者が増加している状況にありながらも、令和元年度から5年間で

37名が新規就農されたことは、大変評価できるものであり、併せて、新たな「すいか農学校」の開校には、大いに期待するものであります。本事業は、見直しをかけながら市民目線で運用してきたことが、事業の成果につながったものと考えられるため、市の補助事業全般についても、引き続き市民の立場に立って、より利用しやすい制度になるよう、見直しを行いながら実施されるよう要望したところであります。

次に、第7款商工費に関して申し上げます。

徳良湖周辺施設整備事業について、投資した金額がどのような経済効果をもたらすのか、非常に分析しづらく、分かりづらい分野であり、大変苦勞されていると感じるところであります。市民の税金が投入されており、より良い効果的な事業にしていく事が望まれるため、経済効果を示すなど、市民に対し説明を十分に行っていただきたいとの要望が出されたところであります。

次に、第8款土木費に関して申し上げます。

不良住宅除却促進事業及び老朽空き家除却事業については、通学路沿線にある老朽している危険な空き家が、通学する子どもたちに、危険を及ぼす恐れがあることから、最終手段である行政代執行も視野に入れた対応を要望したところであります。

次に、第9款消防費に関して申し上げます。

消防庁舎整備事業については、女性職員の採用に係る仮眠室、浴室、洗面所等、女性専用施設の整備を図るとのことでありますが、将来的な女性職員のさらなる採用に向け、環境整備を十分に行われるよう要望したところであります。

消防団員の確保については、近年の団員数減少に伴い、4月から消防団の再編成を実施するとのことでありますが、地域防災力の維持強化を図る上で、どうしても必要な状況であり、現状の団員数では災害対応が難しいという実情を地区に伝え、一人でも多くの方から入団していただけるよう、今後も継続して働きかけを行うよう要望したところであります。

次に、第10款教育費に関して申し上げます。

女性の社会参画推進事業については、本市企業における女性の管理職登用は徐々に進んでいるものの、共同参画という部分での課題はまだあるとのことであり、今後も関係機関が連携し、機会を捉えてさまざまな取り組みを継続されるよう、また、ワーク・ライフ・バランス実践企業支援事業については、企業の状況を踏まえ、事業の周知に努めていくとのことでありますが、企業振興室と連携を図り、現場からさまざま

な意見を収集していただき、やりがいをもって子育てしながら働ける環境づくりを促進されるよう合わせて要望したところであります。

次に、介護保険特別会計予算、第4款地域支援事業費に関して申し上げます。

介護用品支給事業については、市も費用負担をしておりますが、国、県が57.75%費用負担をしている地域支援事業の任意事業に位置付けられており、国で定めた要件に基づき、事業を継続したいとのことでありますが、介護用品を必要とされる方が、近隣市町と同様のサービスが受けられるよう、対象品目の拡充を要望したところであります。

本日報告した要望事項に関しましては、今後、所管事務調査等を通じて、検証していく予定であります。

以上、付託された予算議案6案件に対する審査の過程について申し上げますが、当予算特別委員会としては、議第7号「令和6年度尾花沢市一般会計予算」については賛成多数をもって、議第8号「令和6年度尾花沢市国民健康保険特別会計予算」から、議第12号「令和6年度尾花沢市農業集落排水事業会計予算」までの5案件については全会一致をもって、いずれも、原案のとおり可決すべきであるとの決定をみた次第であります。

また、予算議案の審査にあたり、詳細なる資料を提出され、誠心誠意、説明にあたられた市当局、そして、真剣に審査にあたられた委員各位に対し、深く敬意を表するとともに、衷心より感謝を申し上げます。

結びに、3月末日をもって退職されます職員の皆様には、これまで、本市の発展にご努力されてきたことに、深く感謝申し上げます。退職後も尾花沢をこよなく愛されますとともに、今後とも本市の発展にご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、予算特別委員会の報告といたします。誠にありがとうございました。

◎議長（菅野修一議員）

この際、申し上げます。予算特別委員長に対する質疑ですが、予算特別委員会は全議員で構成していることから、これを省略いたします。

次に、討論に入ります。通告がありますので、発言を許します。青野隆一議員。

〔1番 青野隆一議員 登壇〕

◎1番（青野隆一議員）

皆さん、おはようございます。令和6年度予算は、統合小学校建設工事がスタートすることもあり、前年度対比で、額にして16億2,800万円、率にして12.8%

増の143億7,000万円と、過去最大の予算編成となりました。作業にあたられました市長並びに職員の皆様方のご苦勞に対しまして、心から御礼と感謝を申し上げます。

私は市政研究会を代表し、議第7号「令和6年度一般会計予算」に対し、反対討論を行います。

まず歳入について申し上げます。自主財源である市税や国庫補助金をはじめ、さまざまな財源の減額を見込む中、ふるさと尾花沢応援寄附金は、前年度対比34%増の13億4,000万円を見込みました。そして、応援基金の充当可能額、6億6,454万3,000円全額を学校管理費や新規就農支援事業費など、73項目の財源として計上していますが、寄附金は決して恒久財源ではないことを注視しなければなりません。また本市の寄附金返礼品の大半がスイカ、牛肉、米などの農畜産物であります。最近は毎年のように異常気象が頻発しており、確実な収穫が約束されるものではないことも、充分留意する必要があります。また、歳入不足の際は基金を充当するとしていますが、その場合は令和7年度以降の行政サービスへの影響が懸念され、抜本的な問題の解決にはなりません。応援寄附金13億4,000万円を達成するためには、さらに組織体制の強化や返礼品の戦略的見直しが必要と考えます。

また起債につきましては、前年度対比で、額にして7億7,540万円、率にして81.6%増となる17億2,510万円を見込んでおります。確かに有利な起債ではありますが、間違いなく将来的な財政負担となり、実質公債費比率の上昇につながるものであります。さらに、今後の急激な減少人口を考えれば、税収減少によって市民一人ひとりの負担はますます重くなることや、必ずしも起債の全額が借り入れできない場合のリスクについても考慮する必要があります。

歳入につきましては、できるだけ固く堅調に見積もることが予算編成上の鉄則であります。したがって、歳出に合わせて歳入を組むのではなく、行政評価などをしっかりと行って、既存の事務事業の取捨選択に取り組むことを最優先すべきと考えます。

次に歳出について申し上げます。今後の大規模事業や人口減少を考えれば、新たな施設の建設や後年度の維持管理を伴う投資事業は、慎重に検討する必要があると考えます。

7款1項3目、観光費についてであります。前年度対比4,158万6,000円増の3億1,971万3,000円を計上されました。この観光費につきましては、福祉や建設などの事業と比較した場合、投資した事業費の経済効

果を推計することが極めて難しい分野であります。特に徳良湖周辺施設整備事業費6,262万3,000円につきましては、昨年度から3年間で1億3,400万円をかけて、2.5haを全面芝張りするものであります。これに対し、徳良湖の集客にどうつながるのか、維持管理費が大変になるのではないかと、大きな金のかからないひまわり畑やそば畑に見直してはどうか、もっと市民生活に密着した緊急性のある事業を優先すべきだなど、市民の皆様からもこの事業費の経済効果について、疑問視をする声が広がっております。

また10款2項3目、学校建設費として6億8,790万2,000円を計上し、5月までに土地を購入し、6月から造成工事を進めるとしております。2月23日に学校建設事業説明会が開催をされ、市民に開放する交流棟やラーニング・コモンズの大階段の是非、放課後児童クラブの間取りや体育館までの導線、ランニングロードを広くしていただきたい、開放的は良いが子どもたちの見守りなど管理が大変だなど、基本設計の変更を求める意見がたくさん出されました。今後どのように実施設計に活かされるのでしょうか。想像を超える急激な少子化によって、学校建設そのものを見直すべきという声も聞かれます。さらに、これまで3代の市長に仕え、統合小学校建設の中心的な役割を果たしてこられた五十嵐教育長が、任期途中で交代をするという人事案件が、突如として追加上程されております。尾花沢らしい教育をどのように描いておられるのか。子どもも先生も地域も、笑顔で過ごすことができる統合小学校を、どのようにして実現されるのでしょうか。

また、学校建設だけではなくて、ごみ焼却場や北村山公立病院建設に伴う財源や後年度負担が今後どうなるのか。このことについて早急に財政計画を作成し、市民に公表すべきであると考えます。そして、建設ありきではなく、何よりも市民の皆様との合意形成こそ最優先されるよう強く要望するものであります。

以上のことから、私たち市政研究会は、令和6年度一般会計予算の歳入に計上された、ふるさと尾花沢応援寄附金や起債については、歳入不足のリスク回避に務められるとともに、PDCAサイクルによるスクラップ&ビルドによって、しっかりと既存事業を見直し、自主財源の確保に一層務められるよう強く求めるものであります。

また歳出に計上された、徳良湖周辺施設整備事業費については、必要性、有効性、効率性の観点から、事業を見直すべきと考えます。さらに、学校建設事業費については、広く市民の意見や要望を取り入れた実施

設計とした上で、造成工事などの予算を執行されますよう強く求め、議第7号、令和6年度一般会計予算に対して反対をするものであります。

私たち市議会は、昨年6月定例会において、尾花沢市議会基本条例を定めました。その前文において、二元代表制の一翼を担う議会は、直接選挙によって選ばれた議員による市の最高意思決定機関及び議事機関として、その権限を最大限発揮し、市民福祉の増進と市民の負託に応える責務を担っていること。また、尾花沢市議会は、市長その他の執行機関の事務に対する監視及び評価を行う重要な役割を果たすことから、互いに健全な緊張関係を保ち、自らも政策の立案及び提言を行い、地方自治の本旨の実現に努めることを宣言いたしました。

予算は市長や私たち市議会議員のものではなく、市民一人ひとりのものであります。なぜならば、その恩恵を受けるのも、その負担を背負うのも市民自身だからであります。市長に対し、与党、野党などという考えがあるとするならば、二元代表制を真っ向から否定するものであります。なぜならば、市長の提案する予算やまちづくりに対し、私たち議員一人ひとりが常に監視と評価を行うという、極めて重要な役割を担っているからであります。昨年7月に、市民の皆様からの熱い期待と負託を受けられ、ここにおられます議員の皆様全員から、ご賛同賜りますよう心からお訴え申し上げ、私の反対討論を行います。ありがとうございました。

◎議長(菅野修一議員)

次に、菅藤議員。

[6番 菅藤昌己 議員 登壇]

◎6番(菅藤昌己議員)

皆さん、おはようございます。それでは私から、議第7号「令和6年度尾花沢市一般会計予算」に賛成の立場で討論いたします。

今定例会において、3月11日、12日の2日にわたり、総括質疑を行いました。鈴木清予算特別委員長と菅野議長を省く、除く全員において、1人当たり30分、12人の2日間という長時間をかけて行いました。当局からは詳細な説明、答弁を受けたところでございます。

また、予算特別委員会の第1分科会、第2分科会にて、これらも全議員により構成し、2日間にわたり、各担当職員より各委員に詳細な説明を受け、厳密なる審査が行われたところでございます。

また、先ほど鈴木清予算特別委員長より、いろいろ報告もあったところでございます。その結果、第1分科会、青野隆一委員長、第2分科会、伊藤浩委員長のもの

と賛成多数、または全会一致にて可決したところです。

先ほど、青野議員より第7号議案反対の討論がありました。本当にこの予算に反対であれば、いろんな方策があったのではないかなと思っています。例えば議会の途中、動議を起こして、予算の組み替え、変更の提案、または付帯決議を付けて、そしてこの議会に臨む、これもなしに、最後の最終日に反対討論する、これはちょっといかなものかなと思ったところでございます。

さて、令和6年度の予算は令和5年度予算に比して12.8%、143億7,000万円です。過去最大の規模となっております。予算編成するにあたり、令和6年度の一般財源の支出額を、前年度比ゼロベースに編成の努力を行っております。また、令和5年度においては、前年度比マイナス5%に設定し編成を行いました。当局の職員の知恵と工夫の中で積み上げたものであると思っています。

令和6年度の一般会計当初予算、歳出に関する主な増加要因は、統合小学校学校建設6億8,700万円、消防の通信指令センター共同運用負担金1億5,300万円、村山北部地区国営施設機能保全事業負担金2億1,600万円の投資的経費10億5,700万円です。ふるさと納税関係で5億1,000万円、人件費5,000万円、公債費1億2,000万円の増で、計17億7,900万円の増となっております。人件費につきましては、正職員の人事院勧告によるベースアップ、また会計年度任用職員のボーナスの勤勉手当を盛り込んでございます。職員の待遇改善が盛り込まれた予算でございます。

令和6年度の地方債ですが、9つの地方債で、合計17億2,500万円を借金します。しかし、実負担額として3割の5億6,900万円となっております。このように財源として一般財源の負担軽減、有利な地方債を使用するなど、限りある財源を有効に利用する努力をしてございます。

心配される実質公債比率ですけれども、令和4年度決算ベースで8.1%です。起債許可団体になる18%からは大きな開きがございます。これまで平成20年～24年の間、18%を超した時期もありました。これからの大型事業を踏まえた実質公債比率は、昨年10月の財政に関する勉強会の資料によれば、令和9年13.3%、令和10年13.3%がピークとなり、令和11年から穏やかに実質公債費率も下がっていくと予想しております。

また、将来負担比率の推移も令和4年が44.7%、令和7年度が32.2%、1番高くなる年度が令和11年で144.2%であり、それ以降は少しずつ下がっていくと

予想しております。将来負担比率も健全な水準目途とされる350%からは大きな開きがございます。

次に基金の推移です。減債基金、公共施設等整備基金、財政調整基金、ふるさと納税応援基金等がございますけれども、基金の額として令和5年度がピークとなり、38.7億円ございます。これから毎年基金を取り崩していきますが、10年後の令和15年で15億3,800万円の残額となります。これからも基金などを活用しながら、財政の硬直化を防いで、予算編成ができる試算できます。今後とも人口減、歳入状況の変化を踏まえながら、予算化も重要かと思っております。

さて、令和6年度の評価できる具体的な事業を申し上げます。第7次尾花沢市総合振興計画の推進と実現に向けた令和6年度は、5つの柱の施策を設けております。

まず、出産子育ての環境の充実です。子育て日本一の挑戦を目指していますが、大きく前進したと思います。子育てするなら尾花沢と胸を張れるのではないかと思います。保育料の完全な無償化の実現でございます。収入に応じて、段階的に保育料を無償化してきましたが、令和6年度から完全に無償化です。こども家庭センターの設立、不妊治療費の助成と、より治療を受けやすくなりました。また、保育施設に非常通報装置の整備と安全面を強化する予算を盛り込んでございます。

次に、暮らしやすさの創造です。県内で2番目となる65歳の方に带状疱疹予防接種費用の助成です。市内各商店街、飲食店の活性化と家計応援をする家計応援ごっつお券の配布、プレミアム商品券の販売、二酸化炭素排出削減に係わるゼロカーボンアクションポイントも始まります。また、地域で協議し、有害鳥獣対策を行う事業も、大きな効果を上げるものと考えております。

次に、地元就農の拡大です。新規就農者確保対策事業の就農希望者が、安心して農業に従事できるよう、スイカ栽培体験会やスイカ作りを学べる尾花沢すいか農学校を開催、就農プログラムを構築するとともに、就農アドバイザーを設けます。夏スイカ日本一の尾花沢を誇る本市の意気込みを強く感じるところです。儲かる農業支援事業では、周年農業推進し、冬期間の農業に必要な設備等の導入経費を支援します。冬期間の雇用の拡大につながり、周年雇用の拡大につながるものと大きく期待をいたします。

次に尾花沢のファン拡大です。企業版ふるさと納税基金事業の取り組み拡大と、企業PRによる財源確保

と、尾花沢ファンを作ります。大相撲尾花沢巡業も今回で3回目となります。大関琴ノ若も活躍中ですが、横綱昇進を願うとともに、市民の大きな歓声と盛り上がりで元気になることを期待するものでございます。

次に最適、最新の教育環境です。いよいよ教育設計も提示され、統合小学校の土地造成工事も着手いたします。将来、建設後の5校が1校になることで、運営費や経費の節減が出てくるものと考えております。また、文化体育施設と悠美館の雨漏り対策工事も予算化されて、より施設の利用環境が充実されます。

最後にデジタル技術を利用した利便性の向上です。移動市役所2年目、ますます市民の利用拡大と各種申請手続きオンライン化を進める予算です。防災アプリ事業を開始することにより、Jアラートの災害に関する通知や防災情報を、大雨やクマの出没情報をスマホやタブレットで受信することができます。

このように令和6年度の予算は、尾花沢市の将来像「このまちで ともに 生きる しあわせな時を刻む尾花沢」の実現に大きく貢献し、事業効果の上がる予算でございます。また、多くの新たな新規事業に取り組み、人口減少対策、経済対策、教育、健康、福祉対策等々、大きく市政発展につながるものであります。今後とも、市民目線と地域目線により、市民生活のさらなる向上に向け、尾花沢市のさらなる飛躍と発展のため施策を着実に実行し、大きな成果を上げられますことを期待し、第7号、「令和6年度尾花沢市一般会計予算」に賛成討論といたします。どうもありがとうございました。

◎議長(菅野修一議員)

以上で、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。まず、議第7号「令和6年度尾花沢市一般会計予算」を起立により採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり可決すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

◎議長(菅野修一議員)

着席願います。

起立多数であります。よって、議第7号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、議第8号「令和6年度尾花沢市国民健康保険特別会計予算」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり可決すべきとするもの

であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第8号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、議第9号「令和6年度尾花沢市介護保険特別会計予算」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり可決すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第9号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、議第10号「令和6年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計予算」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり可決すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第10号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、議第11号「令和6年度尾花沢市簡易水道事業会計予算」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり可決すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第11号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、議第12号「令和6年度尾花沢市農業集落排水事業会計予算」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり可決すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第12号は、委員長報告のとおり決しました。

続いて、一般議案の審議を行います。

お諮りいたします。日程第7、議第13号「尾花沢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第26、議第34号「人権擁護委員の推薦について」までの20議案の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、20案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

まず、日程第7、議第13号「尾花沢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。

もとい、質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第13号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第13号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第8、議第14号「尾花沢市長期継続契約とする契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第14号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第14号は、原案

のとおり決しました。

次に、日程第9、議第17号「尾花沢市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。伊藤議員。

◎2番(伊藤浩議員)

1点お伺いしたいと思います。統合小学校令和9年4月の開校予定ということですが、今定例会の中で、この条例を制定しなければならない背景についてお伺いしたいと思います。

◎議長(菅野修一議員)

こども教育課長。

◎こども教育課長(岸栄樹君)

お答えいたします。将来的に学校の統合に向けた条例の整備をご提案させていただいたものでありますけれども、背景といたしまして、今年度から準備をさせていただく国の補助金の申請に際し、議会での議決が必要ということで、今回提案させていただき、円滑な補助事業申請につなげたいため、提案するものでございます。以上でございます。

◎議長(菅野修一議員)

そのほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第17号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第17号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第10、議第18号「尾花沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第18号を採決いたします。本案を原案

のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第18号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第11、議第19号「尾花沢市医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第19号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第19号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第12、議第20号「尾花沢市徳良湖周辺施設等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第20号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第20号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第13、議第21号「尾花沢市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第21号を採決いたします。本案を原案

のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第21号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第14、議第22号「尾花沢市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第22号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第22号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第15、議第23号「尾花沢市犯罪被害者等支援条例の設定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第23号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第23号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第16、議第24号「尾花沢市こどもまんなか社会推進協議会設置条例の設定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第24号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第24号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第17、議第25号「尾花沢市産業創出型シェアハウス設置条例を廃止する条例の設定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第25号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第25号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第18、議第26号「尾花沢市上柳健康増進施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の設定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第26号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第26号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第19、議第27号「尾花沢市大石田駅尾花沢口待合所設置条例を廃止する条例の設定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第27号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第27号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第20、議第28号「権利の放棄について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。菅藤議員。

◎6番(菅藤昌己議員)

今回、権利の放棄についてということで、これから28、29と、いくつかございますけれども、この市の抱えている私債権、公債権だと税金等については、不納欠損等々で法律で落とせますけれども、私債権については民法があてがってしまして、やはり時効の援用、いくら時効を迎えたとしても、本人からの時効の援用宣言がないと、なかなかなくなるという現状がございます。各課では、非常にこの私債権のことについて、毎年督促状を出しながら悩んできた経過がございます。今回このような形で議案にあったわけですが、この根拠となる何か規則等あれば教えていただきたいんですけど、よろしいですか。

◎会計課長(有路玲子君)

お答えいたします。本市の私債権につきましては、令和2年12月に尾花沢市債権管理指針を策定し、私債権について理解を深めながら、債権管理の適正化を図ってきたところであります。

◎議長(菅野修一議員)

菅藤議員。

◎6番(菅藤昌己議員)

やはりこの民法の中での時効の援用、これが市から援用していただけない立場ではありますけれども、非常に難しい問題があるかと思えます。今の全国の市町村で、やはりこの私債権に関する条例のある市町村が増えてございます。やはりきちんと明示して、こういう場合はこういう形で債権の放棄、または時効の援用なくても大丈夫ですよという条例を作るべきではないかなというふうに思っています。これまでもかなり古い債権が今回上がっていますので、私もびっくりしたところなんですけれども、その条例の制定についてのお考えなんかいかがですか。

◎議長(菅野修一議員)

会計管理者。

◎会計管理者(有路玲子君)

債権管理条例の制定についてに関するお答えですが、債権管理条例を設けて、その中に債権放

棄に関する条項を設けることで、議案として上程することを省き、債権を放棄するというような手段を取っている自治体も全国的にございます。このような中、本市におきましては、先ほど申し上げました指針に基づきまして、債権放棄というのは最終手段と考えておりまして、安易に行うべきではないという考えのもと滞納している債権につきましては、債務者と信頼関係を築き、納付していただくよう促してまいりました。いわば徴収努力に重きを置いてきたところでございますけれども、今後本市の抱える私債権の内容でありましたり、その性質とかを再確認しつつ、またこのたび5件の議案を上程してございますけれども、過去の例を見ますと、令和3年3月に簡易水道の使用料について1件、議案を上程しております。その後、3年間上程はなかったわけなんですけれども、今後の発生件数、見込みでありますとか、そういったことも鑑みまして、条例の有効性についても研究してまいりたいと思っております。

◎議長(菅野修一議員)

菅藤議員。

◎6番(菅藤昌己議員)

各課の現場ではかなり苦勞しているかと思えます。毎年毎年、30年間も督促状出して、受ける側も受ける側で、非常にいろんな形でさまざまなあのなんか気苦勞があったのかなと思っているところです。ぜひご検討お願いします。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

ほかにございませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第28号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第28号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第21、議第29号「権利の放棄について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第29号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第29号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第22、議第30号「権利の放棄について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第30号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第30号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第23、議第31号「権利の放棄について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第31号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第31号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第24、議第32号「権利の放棄について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第32号を採決いたします。本案を原案

のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第32号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第25、議第33号「尾花沢市固定資産評価審査委員会委員の選任について」及び、日程第26、議第34号「人権擁護委員の推薦について」の2案件を一括議題といたします。

この際、お諮りいたします。議第33号「尾花沢市固定資産評価審査委員会委員の選任について」及び、議第34号「人権擁護委員の推薦について」の2案件については、人事案件でありますので、先例により、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、2案件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

まず、議第33号「尾花沢市固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決いたします。

本案は、これを同意することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第33号は、これを同意することに決しました。

次に、議第34号「人権擁護委員の推薦について」を採決いたします。

本案は、これを同意することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第34号は、これを同意することに決しました。

次に、日程第27、「各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務の調査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務の調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

この際、申し上げます。皆様方のタブレットに掲載しておりますが、市長及び青野隆一議員より、議第35号「令和5年度尾花沢市一般会計補正予算(第10号)」から、議会案第1号「国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書の提出について」までの5件の議案が提出されております。

お諮りいたします。これら5件の議案を日程第28から日程第32とし、本日の議事日程に追加いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、本議案は、本日の議事日程に追加することに決しました。

これより、追加議案の日程を行います。上程を行います。

議第35号「令和5年度尾花沢市一般会計補正予算(第10号)」から、議会案第1号「国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書の提出について」までの5案件を一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 結城 裕 君 登壇〕

◎市長(結城 裕 君)

今定例会に追加提案いたしました予算議案の概要について、ご説明を申し上げます。

議第35号「令和5年度尾花沢市一般会計補正予算(第10号)」についてですが、債務負担行為を追加するものであります。

第1表、債務負担行為補正であります。大相撲尾花沢場所開催事業について、円滑な事業運営に資するため、追加をお願いするものであります。

次に一般議案の概要についてご説明申し上げます。

議第36号「尾花沢市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」であります。介護保険法等の一部改正及び第9期介護保険事業計画の策定に伴い、条例の整備を図るため、提案するものであります。

議第37号「尾花沢市教育長の任命について」であります。尾花沢市教育長の辞職に伴い、後任の教育長の任命について同意を求めるため、提案するものであります。

議第38号「尾花沢市教育委員会委員の任命について」であります。尾花沢市教育委員会委員の辞職に伴い、後任の委員の任命について同意を求めるため、

提案するものであります。

以上が、今定例会に追加提案いたしました議案の概要であります。審議の過程におきまして、必要に応じて関係課長から説明いたさせますので、本件につきましても慎重なるご審議の上、原案のとおりご可決、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（菅野修一議員）

次に、「国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案者である青野隆一議員より、提案理由の説明を求めます。青野隆一議員。

〔1番 青野隆一議員 登壇〕

◎1番（青野隆一議員）

議会案を提出するにあたり、提案理由の説明を申し上げます。

議会案第1号「国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書」の提出について申し上げます。

近年、異常気象の常態化・局地化が進む中、全国各地で大規模な自然災害が毎年のように発生しております。本市におきましても、相次いで記録的な豪雨や局地的な大雨による災害が発生しております。

また、本市は県内でも屈指の豪雪地帯であり、冬期間の交通確保が重要課題であります。市民生活や安全な通行を確保するためにも、豪雪が支障をきたしている箇所改善が強く求められています。

加えて、冬期間の雪処理が人口減少の要因ともなっていることから、克雪対策を最重点課題として位置付け、多くの地区から要望が出ている流雪溝整備などの加速化を図ってきたところであります。

以上のことから、本案件については、激甚化・頻発化する自然災害を踏まえた対策を、国において引き続き強化していただきますとともに、災害ともいえる豪雪から住民の命と暮らしを守るための対策を講じられますよう、国に対し意見書を提出するものであります。

以上、本案件に対し、何とぞ議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

◎議長（菅野修一議員）

続いて、議案の審議を行います。

この際、お諮りいたします。日程第33、議第35号「令和5年度尾花沢市一般会計補正予算（第10号）」から、日程第37、議会案第1号「国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書の提出について」までの5案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これ

にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、5案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

まず、日程第33、議第35号「令和5年度尾花沢市一般会計補正予算（第10号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第35号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第35号は、原案のとおり決しました。

日程第34、議第36号「尾花沢市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第36号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第36号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第35、議第37号「尾花沢市教育長の任命について」及び、日程第36、議第38号「尾花沢市教育委員会委員の任命について」までの2案件を一括議題といたします。

この際、お諮りいたします。議第37号「尾花沢市教育長の任命について」及び、議第38号「尾花沢市教育委員会委員の任命について」の2案件については、人事案件でありますので、先例により、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、2案件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

まず、議第37号「尾花沢市教育長の任命について」を採決いたします。

本案の採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

◎議長(菅野修一議員)

ただ今の出席議員は、議長を除いて13名であります。投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

◎議長(菅野修一議員)

投票用紙の配付もれは、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

配付もれ、なしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

◎議長(菅野修一議員)

異常なしと認めます。

この際、念のため申し上げます。投票は、無記名投票であります。本案を可とする議員は白票、本案を否とする議員は青票を、赤い封筒に入れて、点呼に応じて、順次投票を願います。なお、投票用紙を投票しない場合、また、投票用紙の白票、青票、両方を同時に投票した場合は、賛否を明らかにしないので、否とするものとみなします。これより、事務局長に点呼を命じます。

◎事務局長(斎藤健司君)

ただ今より点呼を行いますが、点呼の前に私から投票方法について、再度ご説明申し上げます。

ただ今、お手元に配付いたしましたのは、白票1票と青票1票と票を入れる小さい赤い封筒1枚でありますので、ご確認願います。

投票の方法は、私から議席番号順にお名前をお呼びいたしますので、呼ばれた方は、投票しようとする票を小さい赤い封筒に入れ、そのまま投票箱に投票願います。

投票しない票は、封筒に入れたまま机の上に置いてください。投票終了後に回収いたします。

なお、重ねて申し上げます。議案に賛成の方、即ち、同意することに賛成の方は白い票を投票してください。議案に反対の方、即ち、同意することに反対の方は青い票を投票してください。賛否を明らかにしない投票は否とみなしますので、ご注意願います。即ち、投票

用紙を投票しない場合、また投票用紙の白票、青票、両方を同時に投票した場合は、賛否を明らかにしないので、否とするものとみなします。

これより点呼を行います。1番 青野隆一議員。2番 伊藤浩議員。3番 鈴木由美子議員。4番 土屋範晃議員。5番 鈴木清議員。6番 菅藤昌己議員。7番 畑中和恵議員。8番 高橋隆雄議員。9番 安井一義議員。10番 菅野喜昭議員。11番 和田哲議員。12番 星川薫議員。13番 大類好彦議員。以上で、点呼を終わります

◎議長(菅野修一議員)

投票もれはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

投票もれ、なしと認めます。投票を終了いたします。残りの投票用紙を回収いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

◎議長(菅野修一議員)

これより、開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に4番 土屋範晃議員、7番 畑中和恵議員、8番 高橋隆雄議員、以上の3名を指名いたします。

開票を命じます。開票立会人の立会いを願います。

〔開票〕

◎議長(菅野修一議員)

開票の結果を報告いたします。投票総数13票。これは先ほどの議長を除いた議員数に符合しております。したがって、全て有効投票であります。そのうち、本案を可とするもの白票8票、本案を否とするもの青票5票、以上のとおり賛成が多数であります。よって、本案は、これを同意することに決しました。

次に、議第38号「尾花沢市教育委員会委員の任命について」を採決いたします。

本案は、これを同意することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第38号は、これを同意することに決しました。

日程第37、議案案第1号「国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書の提出について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります、通告がありませんので終結いたします。

これより、議会案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議会案第1号は、原案のとおり決しました。

以上で、今定例会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。

慎重なるご審議、誠にありがとうございました。

この際、市長より発言の申し出がありますので、これを許します。市長。

〔市長 結城 裕 君 登壇〕

◎市長(結城 裕 君)

3月定例会の閉会に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、去る2月の29日から22日間にわたり、慎重なるご審議を賜り、提出させていただきました令和6年度予算、並びに各種重要案件につきまして、原案のとおりご可決、ご同意いただき、厚く御礼を申し上げます。

今定例会におきましては、統合小学校建設を見据えたまちづくり、市内産業活性化の取り組みなど、多岐にわたり、多くのご意見を頂戴いたしました。審議を通して賜りましたご意見やご要望につきましては、令和6年度からの市政運営に十分反映しながら取り組んでまいります。

今後も、市民が主役のまちづくりを進めるため、皆様の声をお聞きしながら、本市が将来にわたって持続的に発展していくために、誠心誠意努力してまいりますので、引き続きご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、本市の特産物、尾花沢すいかが最盛期を迎える8月11日には、大相撲尾花沢場所が開催されます。開催に向けての機運を盛り上げながら、佐渡ヶ嶽親方の故郷にふさわしく、賑わいのある場所となるよう、成功に向けて準備を進めてまいります。

3月で降雪があるものの、春の息吹を感じる季節となりました。まだまだ寒い日が続いておりますが、議員の皆様方にはくれぐれもご自愛いただき、市政発展に尚一層のご指導ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会にあたりましてのご挨拶といたします。誠

にありがとうございました。

◎議長(菅野修一議員)

次に、教育長より発言の申し出がありますので、これを許します。教育長。

◎教育長(五十嵐 健 君)

貴重な時間、挨拶する機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は庄内小学校を皮切りに、教員として38年間、その後教育長として7年間、計45年間、教育に携わってまいりました。本当にいろんな方々にお世話になりました。その間ですけれども、尾花沢市内には4校で21年間、市役所には教育指導室長時代を含めまして、計10年間お世話になっています。子どもの成長を保護者とともに喜んできたり、いろんな課題にあたっては本当に多くの方々にご協力をいただいたり、助けをいただいたりして乗り越えてこられたなと思っております。

さて、私の教育長としてのスタートは、平成29年、先の小中学校統合計画が終わったばかりでしたが、少子化の波は予想以上に大きく、次の統合に向けての市の方針決定が望まれるという課題を持ってのスタートでした。1,000人を超える幼保、小中の全保護者アンケートを行い、その結果をもとに市内5地区で学校のあり方について話し合い、それをもとに市のたたき台としての方針案を持って、意見交換会を行いました。その後、市内全地区に、市小中学校のあり方検討委員会を立ち上げていただき、多くの市民の皆さんと話し合いを続けて、学校を、小学校、中学校それぞれ1校に統合するという決定をみたのが、令和4年2月ですので、5年を要してここまでできています。その後、学校建設に向けては、学校建設検討委員会の検討をもとにし、学校建設基本構想、基本計画を作り、設計業者選定のプロポーザルを経て、設計会社が決定し、2年間をかけて先月23日、市民に事業説明会を行うところまでやってきたところです。

ここ7年間では、3人の市長さんに代わられましたが、地域や保護者の考えを大切にされた方向性は、ぶれずにやってきたものと思っております。途中何度かの危機はありましたが、何とか乗り越え、今後の用地造成や校舎建設と、具体的に統合小学校のスタートへ向かうということになり、予断は許しませんが、安堵しているところです。

また、任期中に大きな課題だったのが、コロナ対応です。令和2年2月末、突然の国からの学校休校要請。学年のまとめや受験、卒業式間近のこの時期に、どう

したものか。本市の学校だけでなく、全国の学校が戸惑った事案でした。感染症5類移行が令和5年5月です。3年間以上影響を受け続け、休校もかなりの日数になりました。夏休みなどの長期休業の短縮や行事の削減、創意と工夫を行いながら、子どもたちの影響を最小限に食い止めるという努力をしてきました。

ただ、そんな中、短期間でGIGAスクールの整備が進んだこともあります。数年をかける計画だった1人1台タブレットやインターネット環境、瞬く間に進み、学習方法のそのものが変化しているという時代とも相まって、教室での学習風景が一変しています。同時に熱中症対策というのも大きな課題となってきました。まさに時代の変化に応じた学習環境整備が必要とされる時に、この小学校建設がスタートしているということは、プラスに受け止め、進めていく必要があるんじゃないかなと思っているところです。

加えて休日の中学校部活動の地域移行、学校運営そのものに地域が積極的にかかわるコミュニティスクールの推進、英語教育の低年齢化などなど、これまで当たり前前と思っていたことが次々変化していく世の中になっています。学校も変化の波に乗ることも必要だと感じておりますが、同時に保護者の当たり前や地域の当たり前の方を考えていく必要があるという思いを持っています。議員の皆様にもぜひ、世の中の変化に応じ進化する学校教育をご理解くださり、応援くださるようにはお願いいたします。

一方です。教育に関する特殊性についてもご理解いただきたいと思っております。先のエディケーションマガジン、「輝け！おばねっ子」第64号にも紹介されております、大村はま先生の話を紹介します。「仏様がある時、道ばたに立っていらっしやると、一人の男が荷物をいっぱい積んだ車を引いて通りかかった。そこはたいへんなぬかるみで、車は、そのぬかるみにはまってしまい、男は懸命に引くけれど、車は動こうとしない。男は汗びっしょりになって苦しんでいるが、どうしても車は抜けない。その時、男の様子を見ていらした仏様は、ちょっと指でその車におふれになった。その瞬間、車はすっとぬかるみから抜け出て、からからと男は引いて行ってしまった。」という話を紹介し、こういうのがほんとうの教師の仕事なんだ。男は、み仏の指の力にあずかったことを永遠に知らない。自分が努力して、ついに引き得たという自信と喜びで、その車を引いていったのだ。子どもの成長も教師のおかげと思わせる指導ではいけない。自分の力で乗り越えたという自信から生きる力を付けるように仕向けるこ

とが大切なんだ。子どもの世界では課題にぶつかった時、その苦しみや悲しみも伴いますが、自分の問題として悩み、乗り越えることが将来の自立につながる大切な経験となります。ここに大人が介入し解決してあげようとか、失敗しないように先回りして問題を回避し続けることがあれば、その子の将来は心配です。きっと課題に出合うたび、自分で解決しようとするより先、解決してくれる大人を頼ることになります。そんな勉強をするところが学校生活で、大人が良かれと思ってやっていることの中には、その先が心配なことが多いというのが教育の特殊性です。本日、新聞投稿に、尾花沢中学校の生徒の投稿がありました。不便の価値を学ぶという内容でした。これもまさに同様のことと思います。

教育長という立場でしたので、教育への偏った話になってしまいました。

結びに、これまでご支援ご指導、並びに大変な励ましをいただきました市議会議員の皆様、保護者の皆様、地域の皆様に感謝を申し上げますとともに、今後の市政のますますの発展、及び教育のますますの振興を心からお祈り申し上げます。長い間本当にお世話になりました。ありがとうございました。

◎議長(菅野修一議員)

五十嵐教育長におかれましては、長い間にわたり、本市教育全般にわたりまして、ご尽力を賜りましたことに衷心より議会を代表しまして、御礼を申し上げます。今後、大所高所からさらなる尾花沢市の教育発展のために、ご意見を寄せていただきますように、心からお願いを申し上げ、またご健康でのこれからの暮らしを切に要望いたすところでございます。

以上で、本日の会議を閉じますとともに、令和6年3月定例会を閉会いたします。大変、ご苦労様でございました。

閉会 午前11時55分